別表第七（第二十六条関係）

通知又は公表の区分	通知又は公表事項	注意事項
［略］		
会員が、取引所金融商品市場外で自己の計算において行う上場株券等の売買又は取引所金融商品市場外で行う上場株券等の売買の受託等に基づく売買が成立した場合の通知	［略］	［略］
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第四条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　金融商品取引所	第二章　［同上］
第一節　総則（第四条―第十条の三）	第一節　総則（第四条―第十条の二）
［第二節～第十節　略］	［第二節～第十節　同上］
［第三章・第四章　略］	［第三章・第四章　同上］
附則	附則
（定義）	（定義）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　登録金融機関業務　法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいう。	九　登録金融機関業務　法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。
［十～三十三　略］	［十～三十三　同上］
3　［略］	3　［同上］

別表第七（第二十六条関係）

通知又は公表の区分	通知又は公表事項	注意事項
［同上］		
会員が同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外で自己の計算において行う上場株券等の売買又は売買の受託等に基づく売買が成立した場合の通知	［同上］	［同上］
［同上］		